



平成26年11月6日

一宮市長 谷 一夫 様

一宮市特別職報酬等審議会
会長 豊島 半七

一宮市議会議員の報酬月額及び

一宮市特別職の給料月額について（答申）

平成26年8月22日付け26一宮人事発第56号で諮問のあった一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額について、一宮市特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年一宮市条例第46号）第9条の規定により次のとおり答申する。

1 主 文

一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、次に掲げる額に改定することが適当である。

| | | |
|-------|------|------------|
| 市議会議長 | 報酬月額 | 639,000円 |
| 同 副議長 | 報酬月額 | 587,000円 |
| 同 議 員 | 報酬月額 | 545,000円 |
| 市 長 | 給料月額 | 1,082,000円 |
| 副 市 長 | 給料月額 | 889,000円 |

2 実施時期

実施の時期は、一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額については平成27年5月1日とし、市長及び副市長の給料月額については平成27年4月1日とすることが適当である。



3 審議経過

| | |
|--------|-----------------|
| 第1回審議会 | 平成26年 8月 22日開催 |
| 第2回審議会 | 平成26年 10月 8日開催 |
| 第3回審議会 | 平成26年 10月 24日開催 |
| 第4回審議会 | 平成26年 11月 6日開催 |

4 答申に当たっての考え方

本審議会は、平成26年8月22日に設置され、市長から諮問を受けた市議会議員、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額について、4回にわたり審議会を開催した。

本審議会では、平成22年12月28日に据え置き答申を行った後の社会経済状況の変化、とりわけ昨今の景気動向の変化を考察し、本市の財政状況と、一般職の職員給与、県内各市や全国の人口等類似都市の報酬月額及び給料月額を斟酌し、各委員とも厳正、公正、中立の立場から真摯な審議を重ねた。

2市1町による合併から間もなく10年となるが、この間に出された審議会答申では人口等類似都市に比べて報酬月額及び給料月額はいずれも決して高くないとの認識がありながら、本市の財政状況を考慮して据え置かれた経緯があり、その結果合併前の平成16年4月を最後に改定されていない。

本審議会では、来年の消費税率の再引き上げの有無やそれが景気に与える影響も十分見通せない中で、引き上げ、据え置き、引き下げとさまざまな意見について慎重に審議を行った。最終的には、国の経済政策や昨年来の景気動向を勘案し、38万都市の特別職にふさわしい額であるかということ熟考した結果、11年ぶりに報酬月額及び給料月額を引き上げることが妥当であるとの結論に達し、今回の答申に至ったものである。

なお、その実施時期としては、市長及び副市長については新年度から直ちに行うものとしながらも、市議会議員、副議長及び議員については、増



額答申に至った理由のひとつに議員定数が2名削減されたことを考慮したこともあり、その実施時期は改選後である平成27年5月1日からとすることが適当であると判断する。

5 付帯意見

本答申は、社会経済状況の潮目が変わり始めた時点で議論を重ねた結果である。遅くとも2年後には審議会を招集し、その時の状況を踏まえて報酬月額及び給料月額について審議されることを要望する。さらに、その後は急激な社会情勢の変化があれば速やかに審議会を開催し、報酬月額及び給料月額の妥当性を審議することを切に望む。

一方、今回から政務活動費が審議対象から外れたが、市議会議員におかれては政務活動費の性格を強く認識するとともに報酬と同じく税金から賄われていることを深く自覚し、他の自治体で報道されているような疑念を市民に抱かせないように、適切なる執行を望むことを申し添える。

6 おわりに

市議会議員及び市長をはじめとする行政が一丸となって、今後も引き続き行財政改革と経費節減を推し進めることはもとより、市民の付託に応えるべく、本市のますますの繁栄と住民福祉の一層の増進のため、職務に精励されることを大いに期待してやまないものである。



一宮市特別職報酬等審議会委員

| | |
|---------|-----------|
| 会 長 | 豊 島 半 七 |
| 会長職務代理者 | 牛 田 幸 夫 |
| 委 員 | 櫻 井 征 夫 |
| | 稲 垣 敏 志 |
| | 青 木 隆 子 |
| | 松 村 真 早 美 |
| | 小 笠 原 勝 博 |
| | 野 村 直 孝 |
| | 堀 部 恵 美 子 |
| | 長 尾 博 之 |